

# 東京都におけるサービス提供体制確保事業の流れ（R4に要した費用分）

都内の介護サービス事業所・施設等がこの補助事業を活用する際の手順は、概ね以下のとおりです。



- ・ 締切：令和5年10月31日（必着）  
※令和4年度に要した費用のみ  
(令和5年度に要した費用については別途ご案内します。)

## 該当する事業所・施設等

- ・ 感染発生
- ・ 濃厚接触者に対応
- ・ 施設内療養を実施
- ・ 感染発生事業所・施設等と連携

1

交付申請



東京都

基準単価の引き上げを行う場合は、  
①交付申請の前に、**個別協議書の提出**が必要（※）

2

交付決定及び  
補助金の交付

（※）クラスター等に伴い、基準単価以上のかかり増し経費を要した場合は、基準単価の引き上げを行うことができます。  
①交付申請の前に、都へ個別協議書の提出を行ってください（都から国へ協議いたします。）。

問合せ・申請書類の提出先：東京都福祉局 高齢者施策推進部 [質問フォーム](#)